リユースハンドブック変更箇所_改訂6版 → 改訂7版

2025.8

一般社団法人
日本リユース業協会
Japan Reuse Affairs Association

ISBN978-4-9912703-0-7
C4032 ¥1650E
9784991270307
定価: 1,815円
（本体1,650円+税10%）
1924032016503
発行
一般社団法人
日本リユース業協会
https://www.re-use.jp/
協力 警察庁生活安全局 生活安全企画課
改訂6版 2024年8月1日発行
制作／泰光株式会社
改訂6版
一般社団法人 日本リユース業協会
リユース
ハンドブック
6版→7版
― 信頼されるリユースショップへの道 ―
改訂6版
リユース検定
6版→7版
Re
改訂6版 2024年8月1日発行→改訂7版 2025年4月20日発行

P26-27

1. 買取業務の基本事項

1) 買取時に実施しなければならない基本事項

リユースショップでは、古物の買取、売却の委託を受けるときに行わなければならないことがあります。①買取依頼者の身元確認、②帳簿などへの記録の2つです。この2つは、古物営業法の主目的である盗品などの売買防止と速やかな発見のために、リユースショップに義務づけられています。

原則として1回の買取総額が1万円以上の場合、すべての古物について①、②を行ないます。ただし、次の物品に関しては、買取総額が1万円未満の場合でも①、②を行わなければいけません。

- ゲームソフト
- 映画や音楽を記録したCD、DVD、ブルーレイディスクなど（光学的方法により音または影像を記録したもの）
- 書籍
- 自動二輪車および原動機付自転車

これらは換金目的の万引きや窃盗などの被害が多く、リユースショップや古物市場への流入も多いため、金額にかかわらず①、②の実施が必要です。

ワンポイント・アドバイス！

不正を防止するために買取総額が1万円未満の場合でも、独自の基準で、身元確認と帳簿などへの記録を行っている企業もあります。

① 買取依頼者の身元確認

確認すべき事項は、買取依頼者の住所、氏名、職業、年齢です。次のいずれかの方法で確認します。

❶ 買取依頼人から、身分証明書、運転免許証、~~国民健康保険被保険者証~~など、身元を確かめられる証明書の提示を受け本人であることを確認する。

◆ 身元確認資料として認められるもの：身分証明書、運転免許証、~~国民健康保険被保険者証~~、~~国民年金手帳~~、パスポートなど。

※身元確認資料の確認のかわりに、買取依頼人以外でその身元を確かめられる人に同合いることでも認められる。

❷ 買取依頼人の住所、氏名、職業、年齢をボールペンなど[illegible]してもらう。※その内容が乏しい場合は❶も行うこと。

[illegible]ル、身分[illegible]法」(P40)へ

マイナンバーカード

個人番号カード（以下本書ではマイナンバーカードと記載します。）

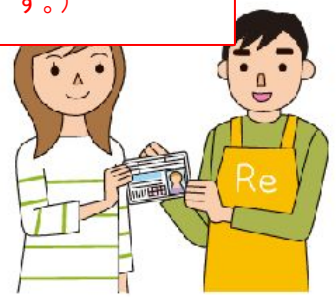

こんな買取依頼人には注意を！

- 署名の横、字をわざと汚く書く、必要以上に省略するなど、不自然さを感じる。
- 住所が遠隔地である。
- 提示された運転免許証の写真と本人が明らかに違う。
- 年齢、職業などと比べて、高価なものの買取を依頼する。

☞ 要注意の買取依頼人については、Ⅲ章1−3)「不正品の取扱」(P31)へ

② 帳簿などへの記録

◎記録すべき事項

- Ⓐ 取引年月日
- Ⓑ 古物の品目および数量
  原則として、1点ごとに品目および数量を記載する。ただし、書籍を1回の取引で複数買取る場合は、主要な書籍1点の名称などを記載し、他はまとめて記載できる。
  例：「「×××××」ほか文庫本○冊」、「コミック○冊、文庫○冊、写真集○冊」
- Ⓒ 古物の特徴
  シリアルナンバーや色、形状、模様、キズなど、他の同種の物と区別できるように記載する。
- Ⓓ 買取依頼人の住所、氏名、職業、年齢とその身元確認方法
  身元確認資料のコピーなどを一緒に保管してもよい。

<帳簿例>

古物を受取ったときの記録

月別一連番	15	取引年月日	平成 00 年 7 月 5 日
受取引区分	(買受け)・交換・委託販売		

	品目	数量	特徴
買取物件	ノートパソコン	1	Ⓒ 型番 PC-123456 製造番号 123456789

Ⓓ ふりがな	こぶつ たろう	勤務先	所在地 ○○区△△△1-1-1 名称 (株)××商会 電話番号 03-1234-5678
氏名	古物 太郎		
生年月日	大正・(昭和)・西暦 00 年 4 月 15 日(55歳)		
住所	○○区△△△1-5-6○○マンション101号室		電話番号 03-1234-5678
職業	(会社員)・自営・主婦・学生・その他( )		

	確認をした方法	確認資料の番号等
身元確認	○身分証明書(会社員証等)・(運転免許証)・健康保険証 外国人登録証明書・学生証・その他( )	平成10年4月10日交付 東京都公安委員会0123456789
	○身元を確認できる者への問い合わせ結果	
	○署名文書を受領	
	○非対面取引における確認	規則15-3-c

※身分証明書のコピーまたは受領した署名文書は、裏面に貼付する。

古物を売却等したときの記録

取引年月日	平成 年 月 日	取引区分	売却・返還・交換

	品目	数量
買取物件		

売却等の相手方

氏名		住所	
生年月日	大正・昭和・西暦 年 月 日(歳)	職業	会社員・自営・主婦・学生・その他( )

マイナンバーカード

◎記録の方法（次のいずれか）

- 帳簿（古物営業法施行規則第17条第1項、別記様式第15号・第16号）
- 帳簿に準ずる伝票など
  - ❶ 記載すべき事項を取引の順に記載できるもの。
  - ❷ 取引伝票またはこれに類する書類で、記載すべき事項を取引ごとに記載できるもの。取引の順に綴じ合せておくこと。
  - ❸ コンピュータ入力により記載すべき事項が網羅されていること。
    POSシステム（バーコードなどを読取り、売上などを集計・管理するシステム）も含まれます。

※コンピュータ管理の場合は、アクセス記録・担当者IDでの管理など国家公安委員会告示で定められた安全基準を確保するよう努めること。

買取依頼人が青少年の場合の注意

古物営業法には定められていませんが、18歳未満の者から古物を買取る場合には注意が必要です。身元確認資料が本人の物かどうかさらに確認する、あるいは疑わしい場合は買取依頼人以外に問合せるなどします。各都道府県で条例が定められている場合には、それに従ってください。例として東京都の条例を紹介します。

●東京都青少年の健全な育成に関する条例
原則として、18歳未満の者から古物を買取ることは禁止されています。

◎18歳未満の者から古物を買取る場合。
保護者の同行を確認する、あるいは保護者からの同意の署名を得るなど、保護者に確認する。

<注意すべきこと>
- 同意書における保護者の署名が買取依頼人と同一筆跡でないかを確認すること。
- 電話での問合せの際、電話に出た人が保護者になりすます例もあるので本人の生年月日などを尋ねて確認すること。

※違反した場合、警察署長などから警告を受け、もし警告に従わなければ30万円以下の罰金に処せられます。

P44-45

マイナンバーカード

❾ 相手方から身分証明書・運転免許証・~~国民健康保険被保険者証~~などのコピーを送付してもらい、そこに記載された住所に簡易書留などを転送不要扱いにて送付し到
コピーに記載された本人名義預貯金口

マイナンバーカード

マイナンバーカード

※身分証明書等として認められるもの：身分証明書、運転免許証、~~国民健康保険被保険者証、厚生年金手帳、パスポート~~など。
※住所と氏名を確認する必要性から転送不要扱いで簡易書留などを送付し、到達を確認し、併せて本人名義口座への入金をしなければならない。
※身分証明書・運転免許証・~~健康保険被保険者証~~などをデジタルカメラで撮影したもの、スキャナーで読み込んだもの、またそれらをプリントアウトしたもので、画像・印刷物の文字・写真がコピーと同等程度に印刷のも

マイナンバーカード

❿ 最初の取引に本人確認を行った場合の2回目以降の買取では、すでに付与したID・パスワードなどを送信してもらうことなどにより相手方を確認しても構わない。

⓫ 相手方から身分証明書等や住民票の写し等の異なる本人確認書類のコピー2点または、身分証明書等や住民票の写し等の本人確認書類のコピー1点と公共料金領収書等の送付をしてもらい、そこに記載された住所に簡易書留などを転送不要扱いにて送付し到達を確かめる。

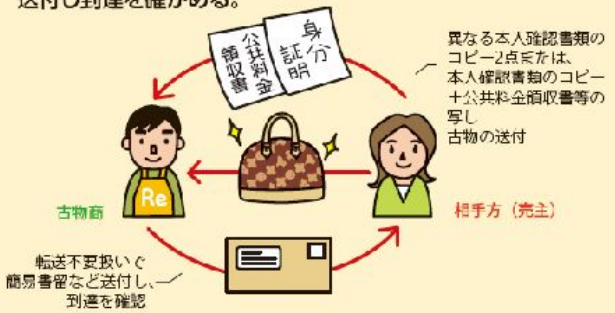

⓬ 古物商が提供したソフトウェアにより、相手方から運転免許証などの身分証明書等を撮影した本人確認用画像の送信をしてもらい、そこに記載された住所に簡易書留などを転送不要扱いにて送付し到達を確かめる。

2) 個人情報の取扱

顧客情報の大量流出や顧客名簿の売買による被害が発生している昨今、プライバシーに関する不安が社会に広がっています。個人情報は、いったん誤った取扱をすると取返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、企業への個人情報保護取組要請も高まっています。リユースショップでも古物買取時の身元確認などで個人情報を扱うため、その扱いには細心の注意を払わなければなりません。

保護しなければならない個人情報

個人情報保護法において保護しなければならない個人情報は、生存する個人であり、
①氏名、生年月日、住所等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）
または
②個人識別符号が含まれるものとされています。

①について
- 住所、性別、年齢などの情報の組合せにより、特定個人を識別できる情報も個人情報にあたります。
- 画像や音声も、特定個人を識別できれば個人情報に該当します。

例えば、リユースショップにおいては古物の販売情報だけでは個人情報にはあたりませんが、会員番号などにより顧客名簿等と照合することで個人が特定できる場合、個人情報とみなされます。なお、従業員の情報も個人情報に含まれます。

②について
- 個人識別符号とは、顔認識データ、指紋認識データ、マイナンバー、運転免許証番号、~~パスポート番号~~などを指します。

削除

個人 法上の義務を課せられるもの

個人情報保護法では、個人情報取扱時に果たさなければならない義務が定められています。その義務を負う者は「個人情報データベース等を事業の用に供している者」と定められ、個人情報取扱事業者と呼ばれています。

個人情報取扱時に課せられる義務

個人情報保護法では、個人情報取扱時に果たさなければならない義務が以下のとおり定められています。

- 個人情報の利用目的を明確にし、その目的以外には利用できない。
- 個人情報の適正な取得と利用目的を本人に明らかにする。
- 個人データの第三者提供を受ける際には、提供者の氏名、取得経緯等を確認した上、提供を受けた年月日及び確認に係る事項を記録して、一定期間保存する。
- 利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ細心の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。
- 個人情報の漏えいや滅失を防ぐために、必要な安全管理措置を講ずる。従業員にも必要かつ適切な指導や教育を行うこと
- 本人の同意を得ずに第三者に個人データを提供しない。警察や検察、弁護士などから法令に基づく照会が有った場合などを除く。
- 個人データを第三者提供したときは、提供した年月日、提供先である第三者の氏名・名称等の記録を作成した上で、その記録を一定期間保存する。
- 利用目的の通知、開示、訂正、利用停止、削除を行う。本人からの求めがあった場合、本人の身元を確認の上、保有個人データの開示、訂正、利用停止、削除を行うこと。
- 本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速に処理する。

個人情報の利用について承諾確認を必要とするとき

個人情報取扱事業者は、本人の同意なく個人情報を目的外に利用してはいけません（法16条違反）。そのため個人情報を取得する場合には、本人の目につきやすい場所にわかりやすい形式で利用目的を明確に表示する必要があります。同意を得ていない目的に利用したい場合は、原則として、そのたびに本人への確認が必要になります。個人データの第三者への提供も、法令に基づく場合などを除き、同意がなければできません。

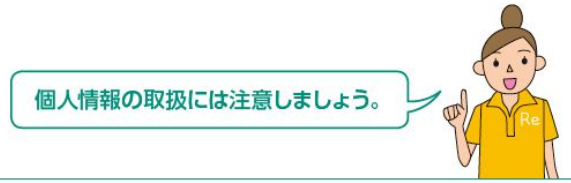

P84-85

2025年1月31日

認めるときは、古物商又は古物市場主に対して、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）の品触れを書面により発することができる。

2　古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から6月間これを保存しなければならない。

3　警察本部長等は、第1項の品触れを、書面により発することに代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国家公安委員会規則で定めるものにより発することができる。

4　古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から6月間保存しなければならない。

5　古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第2項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6　古物市場主は、第2項又は第4項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

7　第1項の品触れについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条の規定は、適用しない。

（盗品及び遺失物の回復）

第20条　古物商が買い受け、又は交換した古物（商法（明治32年法律第48号）第519条に規定する有価証券であるものを除く。）のうちに盗品又は遺失物があった場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う営業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。ただし、盗難又は遺失の時から1年を経過した後においては、この限りでない。

（差止め）

第21条　古物商が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品等であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察本部長等は、当該古物商に対し30日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることができる。

古物営業法施行規則（抜粋）

~~施行日：2023年2月1日~~

（確認の方法等）

第15条　法第15条第1項第1号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（1を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。

2　法第15条第1項第2号に規定する署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者（次項第10号及び第4項において「代理人等」という。）の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならない。この場合において、古物商は、当該署名がされた文書に記載された住所、氏名、職業又は年齢が真正なものでない疑いがあると認めるときは、前項に規定するところにより本人確認を行うようにしなければならない。

3　法第15条第1項第4号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1)　相手方から、その住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともに、その印鑑登録証明書及び当該印鑑登録証明書に係る印鑑を押印した書面の送付を受けること。

(2)　相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して、本人限定受取郵便物等（名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する取扱いをされる郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）をいう。以下同じ。）を送付し、かつ、その到達を確かめること。

(3)　相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受け、並びにその者に対して金品を内容とする本人限定受取郵便物等を送付する方法により当該古物の代金を支払うことを約すること。

(4)　相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、又は印鑑登録証明書（以下「住民票の写し等」という。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等（住所、氏名及び年齢又は生年月日の情報が記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下この号及び第9号において同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該相手方に当該古物商が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の身分証明書等の画像情報であって、当該身分証明書等に記載された住所、氏名及び年齢又は生年月日並びに当該身分証明書等の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあっては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受け、並びに当該住民票の写し等に記載され、又は当該情報に記録された当該相手方の住所に宛てて配達記録郵便物等（引受け及び配達の記録をする取扱いをされる郵便物若しくは信書便物又はこれと同様の取扱いをされる貨物（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の許可を受けた者その他の適法に貨物の運送の事業を行う者が運送するものに限る。）をいう。以下同じ。）で転送をしない取扱いをされるものを送付し、かつ、その到達を確かめること（当該本人確認用画像情報の送信を受ける場合にあっては、当該古物に係る法第16条の帳簿等又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録とともに当該本人確認用画像情報を保存する場合に限る。）。

(5)　相手方からその住所、氏名、職業及び年齢の申出を受けるとともにその身分証明書等若しくは住民票の写し等のいずれか2の書類の写し（明瞭に表示されたものに限る。）の送付を受け、又は当該相手方の身分証明書等若しくは住民票の写し等の写し（明瞭に表示されたものに限る。）及び当該相手方の住所が記

第15条　法第15条第1項第1号の規定による確認は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料（1を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。）の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることによりするものとする。